

令和7年度 第9回加東市農業委員会総会（12月定例会）議事録

開催日時	令和7年12月22日（月）午後3時00分～午後4時5分			
開催場所	加東市役所2階 201会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見 秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑真司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小藪富也
欠席委員	なし			
議事録署名委員	14：田尻倫生 15：藤浦春治			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第43号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第44号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第45号議案	非農地証明願いの承認について	9件
第46号議案	農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について	1件
第47号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	28件
第48号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2件
第49号議案	加東市地域計画に関する意見について	5件
- 5 報告

報告第15号	農地の貸借の合意解約通知について	5件
--------	------------------	----
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席のため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年度第 9 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 12 番 藤川農業委員、13 番 柏木農業委員、10 番 谷口推進委員、11 番 久保推進委員、12 番 小薮推進委員、ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、14 番 田尻農業委員、15 番 藤浦農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	第 43 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、以前より申請地の管理をしており、今後も引き続き水稻の作付けを予定しています。必要な農機具を所有し、農業経験も 44 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人はぶどうの栽培を予定しており、認定農業者であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も 37 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、譲受人に対して利用権の設定を行っていましたが、契約期間が満了したことにより、農地法による貸借へ切り替えるため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も 56 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	本件について、該当する担当地区の農業委員から譲受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号 2 は認定農業者であり、現況は問題なく耕作されています。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 43 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 43 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。

議長	第 44 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、露天駐車場及び進入路のための転用となります。 申請者は、実家に隣接する宅地で住宅の建築を予定しておりますが、住宅のための進入路と駐車スペースが必要なため申請されました。 申請地の農地区分は第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、保全管理地でした。申請地では、砕石舗装を施工し、雨水は道路側溝に排水させる計画となっています。また、申請地の周辺には農地はないため、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 44 号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 44 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 45 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 2、申請地は、農地パトロールにおいて、山林による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 3、申請地は、農地パトロールにおいて、山林による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 4、申請地 2 筆のうち 1 筆は、昭和 50 年頃から駐車場の状態で現在に至っており、もう 1 筆は、昭和 5 年頃から住宅の状態で現在に至っています。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態がいずれも 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は地区外となっています。 番号 5、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域内で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。

番号 6、申請地は、農地パトロールにおいて、山林・原野化以外による非農地と判断されたため申請されました。申請地は、長年、農地として利用されておらず、周囲は山林に囲まれ農地の集団性はなく、日照も不良のほか、鳥獣被害の可能性も高いことなど周囲の状況から見て、農地として利用することができないと見込まれることから非農地と判断されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は地区外となっています。

番号 7、本件は、第 44 号議案に関連する案件となります。申請地は、平成 3 年頃より庭の一部及び進入路の状態で現在に至っています。申請地は、第 44 号議案の転用申請の土地の南側に位置し、本件も第 44 号議案に係る進入路として一体的に利用します。この度、転用申請を行う際、申請地の地目が農地であることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。

番号 8、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は地区外となっています。

番号 9、申請地は、昭和 30 年頃から住宅の状態で現在に至っています。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。

以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。

議長 本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。

現地調査員 番号 1、番号 5、番号 8 の現地の状況は原野であり、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

す。番号 2、番号 3 の現地の状況は山林であり、農地パトロールにおいて、山林による非農地と判断されたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

す。番号 4 の現地の状況は、居宅兼駐車場でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

す。番号 6 の現地の状況は、雑種地でした。周囲の状況からみて、農地として利用することができないと見込まれるため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

す。番号 7 の現地の状況は、雑種地でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

す。番号 9 の現地の状況は、居宅でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま

議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 45 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 45 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<第 46 号議案は、田尻農業委員が利害関係者に該当するため田尻農業委員退室>
議長	第 46 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、200 m ² 未満の農業用施設に転用するための届出となります。届出者は、***となります。近年の経営規模の拡大に伴い、農業機械の増加、大型化により、既存の倉庫や敷地では保有機械の保管が困難となってきている状況です。今後も事業を拡大していくうえで、農業用倉庫の増設、洗車場及び直売所併設の駐車場の整備が必須であり、管理・防犯の観点から既存施設に近接している申請地での転用を計画しています。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、土地改良区は地区外となっています。
議長	以上の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用の計画が 200 m ² 未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、保全管理地でした。周辺に農地がありましたが、雨水は排水柵を通じて水路へ排水するほか、隣接する農地とは間隔をあけて造成工事を行うため、土砂が流出するおそれはないと思われます。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 46 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 46 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<田尻農業委員入室>
議長	第 47 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 1 件、3 筆、6,387 m ² 、使用貸借権 27 件、41 筆、65,351 m ² に農地中間管理

	<p>権が設定され、1月29日公告予定です。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
	<p>第47号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p><全員挙手></p>
議長	<p>全員挙手にて、第47号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>第48号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。</p>
農政課	<p>更新の申請が1件、新規の申請が1件で、本計画の目標年度は令和11年度となります。</p> <p>番号1は、更新の申請となります。現状の営農類型は稲作及びいちごの複合経営で、目標年度においても同様の営農を計画しています。</p> <p>現状の年間所得は270万円で、目標年度において年間所得1,000万円を目指します。現状の年間労働時間は1,800時間で、目標年度においても1,800時間を目指します。現状と変わらない計画となっていますが、作付面積の拡大に伴い、雇用者を増員する計画としているため、年間労働時間は変わらないものとなっています。</p> <p>生産に関して、いちごと山田錦の作付面積は現状を維持し、ヒノヒカリの作付面積を41aから700aに拡大します。なお、拡大する農地は全て借入地を予定しています。生産方式の合理化のために取得する予定のトラクター、コンバイン等は稲作の生産に必要なものとして、目標年度までに取得します。</p> <p>収支計画は、ヒノヒカリの作付面積の拡大により、目標年度の年間所得は1,000万円で、市の認定基準の450万円以上であるため、要件を満たすものとなっています。</p> <p>番号2は、新規の申請となります。現状の営農類型は稲作で、目標年度においても同様の営農を計画しています。</p> <p>現状の年間所得は▲271万円で、目標年度において年間所得460万円を目指します。現状の年間労働時間は1,220時間で、目標年度において年間労働時間1,800時間を目指します。</p> <p>生産に関して、山田錦やきぬむすめなどの稲作を主として作付けし、現状の作付面積497aから目標年度において778aまで拡大します。なお、拡大する農地は全て借入地を予定しており、拡大に伴い雇用者を増員する計画としています。</p> <p>生産方式の合理化のために取得する予定のトラクター、コンバイン等は既存機械の更新が主となります。</p> <p>収支計画は、きぬむすめやコノホシ等の作付面積の拡大により、目標年度の年間所得は460万円で、市の認定基準の450万円以上であるため、要件を満たすものとなっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
委員	<p>番号1の方について、雇用者を増員する計画だが、収支計画の雇用労賃の支出額に変化がないように見受けられるため確認したい。</p>

農政課	令和9年度から段階的に作付面積を拡大し、令和10年度から雇用者を増員する計画としているため、令和10年度から増員分の雇用労賃を計上しています。
委員	番号1の方について、収支計画のその他の項目の支出内容を確認したい。
農政課	農業共済掛金、荷造運賃手数料、地代、租税公課、旅費交通費、通信費、交際費などとなります。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第48号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第48号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第49号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として西古瀬地区、廻渕地区、多井田地区、変更の策定として出水地区、東実地区の地域計画について説明いたします。
	西古瀬地区は、3経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、21名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。
	廻渕地区は、地区内で農業経営の規模拡大を行いたい農業者がいないため、地区外から耕作者1名を受け入れ、その耕作者を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、13名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。
	多井田地区は、2経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、11名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。
	出水地区は、担い手を1名追加し、3経営体を中心に集積・集約を進めます。追加の1名は、認定農業者の更新に向けて手続き中であり、現担い手の集積・集約範囲の一部を借り受ける予定です。
	東実地区は、担い手を1名追加し、6経営体を中心に集積・集約を進めます。追加の1名は、借り受け予定者が未定であった範囲を借り受ける予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	出水地区の地域計画本文における「区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計」と「区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計」は重複しているのか。
農政課	確認し、後日回答いたします。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第49号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第49号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。

議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 15 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1 及び 4 は、解約後、耕作者を変更されます。 番号 2 は、解約後、他の方へ売却されます。 番号 3 は、解約後、自作されます。 番号 5 は、解約後、他の耕作者を探されます。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回農地パトロールの調査結果について ・令和 7 年度視察研修の実施報告について ・農地貸付等希望申出の情報提供（2 件） ・ナガエツルノゲイトウの注意喚起について ・クマの注意喚起について ・全国農業新聞及び農業委員会手帳の利用希望調査（アンケート）の結果について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 7 年度第 9 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 田尻 倫生

議事録署名委員 藤浦 春治
